パブリックコメント

１．489-0953　瀬戸市柳ヶ坪町４０

1. 荒木　庄平
2. 「子どもの権利条例（案）」について
3. 意見

瀬戸市子どもの権利条例の制定については賛成です。

しかし、早急な条例制定については反対です。

まず、手続きの問題です。私自身、新聞報道により、瀬戸子ども条例策定に向け、パブリックコメントの受付が始まっていること、そして６月末に市のホームページで初めて条例案を知りました。現状では一部の意見で決まってしまうと危惧しています。子どもの権利条例について、児童生徒が学習することと、市民への周知が必要だと思います。そして、十分な論議と意見集約や専門家および代表者による会議の進捗状況を公開して慎重に条例を制定してほしいと願います。

次に、条例案についてです。

「瀬戸市子どもの権利条例案について」の条例作成の理由について、「・・・差別や虐待、貧困、いじめ、自由な意思の表現が抑えられる等に苦しむ子どもたちがおり、子どもの権利が守られているとは言い難い状況にあることがわかりました」と表記してあります。子どもの権利が守られていない状況に対してどのように対応してきたのか、権利条例を策定してどのようなことが期待されるのか明らかにしてほしいです。

「瀬戸市子どもの権利条例案　要綱」で、子どもの権利を保障するための責務・役割について保護者・地域住民に関する内容は必要ないと考えます。自助・共助で賄うのではなく、少なすぎる子ども予算を増額し、子どもに関わりケアをする専門職員増が必要です。国や県に対して要求すべきと、ひとこと付け加えておきます。

「瀬戸市子どもの権利条例案　要綱」の主に学校の役割について述べます。

教育現場では、人権学習が積極的に行われているとはいいがたい状況にあります。国連からも繰り返し勧告されている過度な競争・管理教育、いじめ、不登校、理不尽な校則など、学校における権利侵害は重大です。子どもの権利条約の学習を教育課程に組み入れ、人権侵害の点検活動を定期的に行うなど行動提起が必要と考えます。まず、どういう権利が保障され、どのように侵害されていきづらい状況になっているのかを子どもが認識することが大事と考えます。

目的に「権利侵害からの救済及び回復のための施策の基本となる事項等を定める」とありますが、抽象的です。「子どもの権利擁護委員（会）」について、「是正措置を講ずるように勧告すること」とありますが、「勧告」の権限がどこまで及ぶものか、また、「制度の改善を要請すること」の内容についての説明を求めます。子ども自身が権利侵害や不利益に対し声を上げるのは非常に難しいです。子どもの意見表明を代弁し、個別事案の相談や救済に対応する独立した立場での「権利擁護委員会」の設置を望みます。

瀬戸市子どもの権利条例制定では条例を作るだけでなく、その過程で人権（子どもの人権）について理解を深め、その後の活動において子どもの人権を何としても守りぬくというかたい決意表明が必要です。

そうしたことにより、「瀬戸市の教育における３つ理念」

　子どもたちが「瀬戸で学んでよかった」

　親たちが「我が子を瀬戸で育ててよかった」

　市民が「瀬戸で生きてよかった」

に近づくものと考えます。